

児童相談所一時保護所におけるアレルギーが疑われる食品の誤食について

西部児童相談所一時保護所において、魚成分について食物アレルギーの疑いがあり、除去対応をしている入所児童（小学生 男児）に、9月から10月にかけて計4回、魚成分（かつおだし）を含む厚焼き玉子（既製品）を提供し、児童が喫食してしまいました。

10月19日（土）に魚成分を摂取したことが判明し、10月21日（月）に医療機関を受診しました。本日時点で、喫食による健康状態の変化はみられません。

1 経過

9月6日（金）、9月20日（金）、10月6日（日）、10月12日（土）

いずれも午前7時30分頃 既製品の厚焼き玉子を朝食の一部として提供、喫食

10月19日（土）

14:00 一時保護所職員が11月分の献立表をチェックしていたところ、9月から4回提供した上記食材に該当児童のアレルギー原因食材が含まれていたことが判明。

摂取後の該当児童の健康状態を記録によりチェックしたところ、体調に変化がなかったことを確認。

10月21日（月）

9:45 一時保護所職員が管理職に報告、児童相談所医師が健康確認を実施

15:30 アレルギー科の主治医に電話で相談、「調味料程度の摂取量ならば、健康への心配はないと考えられる」旨の回答を得る。

16:00 児童相談所の嘱託医師（小児科）を受診、「異常なし」との診断を得る。

10月23日（水）

8:30 該当児童の保護者に経過及び状況を説明し謝罪

2 事故原因

児童相談所の食物アレルギー対応については、マニュアルを定めて取り組んでおり、本児の食物アレルギーについては、専門医を受診して成分を特定し、職員間で共有していました。

しかし、マニュアルの中で、加工された食材に含まれる成分には特に気を配る旨が定められていましたが、提供された厚焼き玉子が既製品である旨が職員間で共有がされておらず、そのため、原材料の成分チェック及び調理・配膳時に魚成分が含まれていることを見落とししていたことが原因です。

3 再発防止策

既製品を提供する場合には、マニュアルに基づき「①既製品を使用する場合は必ず関係者間で共有すること」、「②食材納入時・調理時・配膳時に成分を確認すること」を徹底します。

また、アレルギー成分の摂取を確認した場合は、速やかに医療機関を受診することを徹底する等、マニュアルの遵守を徹底します。

お問合せ先
こども青少年局西部児童相談所長 川尻 基晴 Tel 045-331-5474